

京都大学附属図書館学生購入希望図書に関する申し合わせ

(平成 30 年 3 月 30 日 選書専門委員会承認)

(目的)

第 1 条 この申し合わせは、「京都大学附属図書館資料の選定手順」第 1 項第 3 号に定める学生購入希望図書に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 図書の購入を希望できる者は、「京都大学附属図書館利用規程」第 3 条第 1 号に定める本学の学生とする。

(購入対象図書)

第 3 条 附属図書館は、購入希望があった図書（以下「希望図書」という。）のうち、「京都大学附属図書館資料収集方針」及び「京都大学附属図書館資料収集基準」に基づき、蔵書として本学の学生に有益と考えられる資料を購入する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 価格が 1,000 円に満たない、もしくは 30,000 円を超えるもの
 - (2) 全集・叢書及びバックナンバーを含む新聞・雑誌等、継続して刊行され、後年度負担を要するもの
 - (3) 絶版・品切等により、古書でしか購入できないもの
 - (4) 購入希望者以外の利用が期待できないもの
 - (5) 資格試験参考書・問題集、自己啓発書、趣味・実用書等、個人で購入することが望ましいもの
 - (6) その他選書専門委員会が不相当と判断したもの
- 2 前項第 1 号から第 5 号の規定にかかわらず、選書専門委員会が相当と判断した希望図書は、購入する。
- 3 第 1 項第 1 号及び第 4 条第 1 号の価格は、次のとおりとする。
- (1) 国内図書 税抜き定価とする。
 - (2) 外国図書 出版社が提示する標準価格に購入を希望した日の直物レート（株式会社三菱東京 UFJ 銀行電信売相場（TTS レート））を適用して算出する。なお、当該図書がハードカバー版、ペーパーバック版の異なる装幀で販売されている場合には、耐久性を考慮し、ハードカバー版を購入する。

(購入の却下または留保)

第4条 附属図書館は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、希望図書の購入を却下または留保することができる。

- (1) 同一の学生が同一年度内に原則として12冊または120,000円を超えて購入を希望した場合
- (2) 購入を希望した学生が、附属図書館の利用に係る規則等の規定に違反している場合
- (3) 希望図書を吉田キャンパス内の図書館・室で所蔵している場合（ただし、利用が多いと予想される資料は除く。）
- (4) 予算上、希望図書の購入が困難な場合

附 則

この申し合わせは、平成30年4月1日から施行する。